

原子力災害対策特別措置法第32条に基づく立入検査結果

1 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）により講じられる北海道電力株式会社泊発電所の原子力災害対策の実状を把握するため、同法に基づき届出のあった原子力防災資機材の整備状況等及び泊発電所原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に定める原子力災害予防対策の履行状況について、確認することを目的に実施した。

2 検査月日

令和5年（2023年）11月15日（水）

3 検査機関

北海道、泊村

（同行機関：共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、余市町、赤井川村）

4 検査場所

北海道電力株式会社泊発電所

5 検査結果

原災法に基づき届出のあった、原子力防災資機材の現況や、防災業務計画に基づく教育・訓練の実績等について、次のとおり確認した。

（1）原子力防災要員の現況

原災法第8条第3項に基づく原子力防災要員について、同条第4項に基づく届出内容のとおり要員が置かれていることを確認。

（2）原子力防災管理者（副原子力防災管理者）の選任・解任

原災法第9条第1項及び第3項に基づく原子力防災管理者及び副原子力防災管理者について、人事異動に伴い、同条第5項に基づく選任・解任の届出が遅滞なく行われていることを確認。

（3）放射線測定設備の整備等

原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備について、同条第3項に基づく届出内容のとおり設置されていることを確認。

（4）原子力防災資機材の現況

原災法第11条第2項に基づく原子力防災資機材について、同条第3項に基づき、令和5年（2023年）10月6日付けの届出内容のとおり設置されていることを確認。

（5）原子力防災教育の実施

「泊発電所教育訓練管理要領」に基づき、社員や請負会社従業員に対し、「原子力防災体制、組織及び活動に関する知識」や、「発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識」、「放射線防護に関する知識」、「放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識」等の原子力防災教育に係る実施状況について確認。

（6）原子力防災訓練の実施

防災業務計画に定める訓練実施計画に基づき原子力防災訓練を実施していることを確認。